

第19表 民間における給与改定の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	11.7 %	16.5 %	0.0 %	71.8 %
課 長 級	10.8	15.5	0.0	73.7

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		88.4 %	86.5 %	16.8 %	6.5 %	63.2 %	1.9 %	11.6 %
課 長 級		84.2	82.2	12.0	5.9	64.3	2.0	15.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における定期昇給制度の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 制度なし
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員		計	91.7 %	37.5 %	73.8 %	42.5 %	8.3 %
		500人以上	100.0	43.6	96.0	63.0	0.0
		100人以上 500人未満	93.2	40.9	64.2	45.1	6.8
		100人未満	80.1	25.5	64.6	15.8	19.9
課長級		計	88.9	33.3	71.5	40.1	11.1
		500人以上	87.1	29.0	83.1	54.6	12.9
		100人以上 500人未満	90.2	39.2	63.2	43.6	9.8
		100人未満	89.0	28.3	71.7	16.5	11.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第22表 民間における家族手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,737円
配偶者と子1人	20,409円
配偶者と子2人	25,181円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第23表 民間における住宅手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合(%)
支給	48.3
借家・借間居住者に支給	45.4
自宅居住者に支給	34.6
非支給	51.7
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における月45時間を超え60時間を超えない  
時間外労働に係る割増賃金率の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用事業所		適用従業員	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	6.2 %	6.2 %	4.7 %	4.7 %
30%	17.0	23.2	25.3	30.0
29%	0.0	23.2	0.0	30.0
28%	0.0	23.2	0.0	30.0
27%	0.0	23.2	0.0	30.0
26%	0.9	24.1	0.8	30.8
25%	75.9	100.0	69.2	100.0

(注) 適用事業所及び適用従業員の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第25表 民間における特別給の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		361,782 円	260,977 円
	上半期 (A2)		360,956 円	263,525 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		728,625 円	365,516 円
	上半期 (B2)		707,798 円	383,638 円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)		2.01 月分	1.40 月分
	上半期 (B2)/(A2)		1.96 月分	1.46 月分
年間の平均			3.97 月分	2.86 月分

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 県職員の場合、現行の年間支給割合は、3.95月分である。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	区分	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		50.2	49.8	49.2	50.8	52.2	47.8
	500人以上	40.1	59.9	40.6	59.4	53.1	46.9
	100人以上 500人未満	70.6	29.4	69.1	30.9	70.0	30.0
	100人未満	14.6	85.4	21.9	78.1	21.7	78.3

第27表 民間における雇用調整の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	実施事業所割合(%)
採用の停止・抑制	4.5
転籍	1.3
希望退職者の募集	0.0
正社員の解雇	1.3
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.7
残業の規制	7.6
一時帰休・休業	1.7
ワークシェアリング	0.0
賃金カット	2.5
計	18.2

(注) 平成25年1月以降の実施状況である。

第28表 民間における賃金カットの実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
		%	%
係員		1.2	4.4
課長級		2.5	6.9

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

第29表 民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い

(平成25年職種別民間給与実態調査)

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	0.0 %	1.8 %	89.6 %	8.6 %
年間給与	0.0	1.8	89.6	8.6

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表においても同じ。)

第30表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い

(平成25年職種別民間給与実態調査)

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	5.8 %	0.0 %	76.4 %	17.8 %
年間給与	5.8	0.0	76.4	17.8

第31表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い

(平成25年職種別民間給与実態調査)

転居を伴う異動がある	単身赴任手当の取扱い			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
25.9 %	(74.5) %	(25.5) %	(0.0) %	74.1 %

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。  
2 ( )内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。